

未婚のひとり親への寡婦（寡夫）控除のみなし適用について

日頃より本校の教育活動にご理解を賜りありがとうございます。この度、日本学生支援機構より、表題の通り連絡が来ましたのでお知らせいたします。なお、対象となる生徒は日本学生支援機構の給付型奨学金を申請している生徒になります。

記

令和3年度大学等奨学生予約採用より、未婚のひとり親世帯に対して、寡婦（寡夫）控除のみなし適用し、所得の判定を行います。

1.のみなし控除適用の趣旨

給付奨学金の収入基準については、生計維持者及び生徒本人の住民税情報により判定を行いますが、令和2年度までの住民税に係る地方税法においては、未婚のひとり親には寡婦（寡夫）控除が適用されないこととなっているため、住民税の計算上、未婚のひとり親が既婚のひとり親と比べて不利となる場合が起こり得ます。この状況については、令和3年の税制改正によって是正される予定です。しかしながら、「令和3年度大学等奨学生採用候補者」の選考にあたっては、令和2年度分の住民税情報を用いるため、解消前の状況が残ってしまいます。

このため、令和3年の税制改正に先立ち、改正予定の新たな寡婦（寡夫）控除適用を当該審査に前倒して適用することで、当該寡婦（寡夫）控除適用の希望者に適用し所得の判定を行うことにより、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、当該寡婦（寡夫）のみなし適用を受けても、所得の状況により支援区分が変更されない場合があります。

2.のみなし控除の対象者

以下、(1)～(3)の全てに該当する者を対象とします。

(1)令和3年度大学等奨学生予約採用において給付奨学金を希望された生徒であること。

(2)令和元年12月31日時点で、税法上の扶養親族である子を扶養する婚姻歴（事実婚を含む（※））のないひとり親（生計維持者）であること。

※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。令和2年1月1日より前に婚姻歴（事実婚を含む）がなく、かつそれ以降に婚姻歴がある方は対象となります。

(3)当該ひとり親（生計維持者）の令和元年（平成31年）1月～12月の合計所得金額が500万円以下（給与所得者の場合、年収688万円以下）であること。

なお、(2)及び(3)に該当するが、令和3年度大学等奨学生予約採用において給付奨学金に申請していない場合でも、大学等へ進学後、在学採用に申請する際、在学校を通して適用を願い出ることが可能です。

3.申込期間・申込方法

申込受付期間

令和2年9月10日（木）～9月27日

※当該ホームページでは申込期間が10月9日までになっていますが、本校生徒においては9月27日までに申し込みを完了させてください。

申込方法

申込期間中に日本学生支援機構＞奨学金＞奨学金の制度（給付型）＞申込方法＞寡婦（寡夫）控除のみなしについてのウェブページにある「みなし寡婦控除申請フォーム」より申込を行う。

4.申請後の手続き

上記3で申込後1週間以内に、学校を経由せず直接申込者から以下の書類を日本学生支援機構に提出してください。

【提出する書類】

住民票の写し（世帯全員分）

※上記3で申込をせずに書類のみ提出した場合には対象とならない場合があります。

【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7

日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課予約採用係

※個人情報を含む書類のため、簡易書留など記録が残る信書扱いの方法で送付してください。

以上

金沢大学附属高等学校
奨学金担当 判 勇雅
076-226-2154（代表）